平成２１年（フ）第５８９号
愛媛県松山市吉藤４丁目３番36号　潮見団地６棟645号
債務者　小松　和則
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６３１号
愛媛県松山市永木町２丁目３番地10　古田マンション202号
債務者　宮崎　誠司
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４７９号
高知市針木北１丁目11番50－５号
債務者　渡邊　美和
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３７号
長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷63番地２
債務者　吉村　泰子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第５６７号
鹿児島県鹿児島市真砂町10番18号みち荘101号
債務者　山野　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５９７号
鹿児島県いちき串木野市春日町70番地　マンションまごめ３－Ａ
債務者　西　　友和
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６１９号
鹿児島県鹿児島市桜島二俣町393番地
債務者　西　　正二
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６４７号
鹿児島県鹿児島市皷川町２番17号
債務者　木佐貫麻子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１４５号
鹿児島県霧島市国分湊896番地３
債務者　米村　昭一
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１９５号
宮城県栗原市高清水五輪13番地　市営五輪東住宅Ｅ棟Ｅ－３号
債務者　遠藤　友紀
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１４１号
茨城県取手市新取手１丁目33番11―102号、前住所茨城県鉾田市串挽1374番地３
債務者　三原シヅヱ
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第２６７号
岐阜県関市下之保2785―１、住民票上の住所岐阜県関市下之保2913番地１
債務者　西部　　勇
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２６８号
岐阜県関市下之保2785―１、住民票上の住所岐阜県関市下之保2913番地１
債務者　西部　鋭市
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２６９号
岐阜県関市下之保2785―１、住民票上の住所岐阜県関市下之保2913番地１
債務者　西部　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７９６号
兵庫県尼崎市杭瀬本町２丁目19番15―902号
債務者　井上　千華（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７９８号
兵庫県西宮市室川町14番21―606号
債務者　岸　　勇治
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８９１号
兵庫県芦屋市東芦屋町20番29―103号
債務者　山根　千里
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係